

フォレストック認定制度規定集の一部改正について

一般社団法人フォレストック協会

平成 22 年 12 月 10 日

一般社団法人フォレストック協会理事会は、平成 22 年 12 月 7 日、「フォレストック認定制度規定集」を下記のとおり改正する旨決議しましたのでご報告致します。

記

1 改正内容

(1) 表現の修正箇所（内容上の変更はありません。）

- ・二、3 (3) B、④ 旧「2 カ月後の日より」→新「2 カ月後の日以降」
- ・二、3 (4) ② 旧「1 カ月後の日まで」→新「1 カ月以内」
- ・二、3 (5) 柱書 旧「2 週間後の日まで」→新「2 週間以内」
- ・二、3 (5) A (ア) 旧「2 週間後の日まで」→新「2 週間以内」
- ・二、3 (5) B (ア) 旧「2 週間後の日まで」→新「2 週間以内」
- ・三、2 (2) 旧「同様である」→新「同様とする」
- ・五、1 (2) ①

旧「認定取得者は、フォレストック認定日から 4 カ月後の日までに、森林認証機関及び当協会に対し、フォレストック認定日から 3 カ月後の日までの期間における対象森林の樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに対象森林の現地状況等を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

↓

新「認定取得者は、フォレストック認定日以降 3 カ月間の対象森林の樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を、同書面の記載対象となっている施業期間の末日から起算して 1 カ月以内に、森林認証機関及び当協会に対し提出する。」

- ・五、1 (2) ②

旧「認定取得者は、①の「施業実績報告書」の提出期限以降 6 カ月ごとに、森林認証機関及び当協会に対し、前回森林認証機関及び当協会に提出した「施業実績報告書」の記載対象となっている施業期間の終了日から 6 カ月後の日までの期間の対象森林における樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに対象森林の森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

↓

新「認定取得者は、①の「施業実績報告書」の提出期限以降 6 カ月毎に、森林認証機関及び当協会に対し、前回森林認証機関及び当協会に提出した「施業実

績報告書」の対象となっている施業期間の末日の翌日以降6カ月間の対象森林における樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

・五、1(2)③

旧「10カ月後の日までに」→新「10カ月以内に」

・五、2(1)

旧「但し、初年度は」→新「但し、初回は」

・五、2(2)①

旧「認定取得者は、フォレストック認定日から4カ月後の日までに、森林認証機関及び当協会に対し、フォレストック認定日から3カ月後の日までの期間における対象森林の樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

↓

新「認定取得者は、フォレストック認定日以降3カ月間の対象森林の樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を、同書面の記載対象となっている施業期間の末日から起算して1カ月以内に、森林認証機関及び当協会に対し提出する。」

・五、2(2)②

旧「認定取得者は、①の「施業実績報告書」の提出期限以降6カ月毎に、森林認証機関及び当協会に対し、前回森林認証機関及び当協会に提出した「施業実績報告書」の対象となっている施業期間の終了日から6カ月後の日までの期間の対象森林における樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

↓

新「認定取得者は、①の「施業実績報告書」の提出期限以降6カ月毎に、森林認証機関及び当協会に対し、前回森林認証機関及び当協会に提出した「施業実績報告書」の対象となっている施業期間の末日の翌日以降6カ月間の対象森林における樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

・五、3(2)

旧「対象施業期間の終了日から同通知日まで」

↓

新「対象施業期間の末日の翌日から同通知日まで」

・五、4(2)①

旧「元認定取得者は、フォレストック認定期間終了日から1カ月後の日までに、森林認証機関及び当協会に対し、前回提出した「施業実績報告書」の対象と

なっている施業期間の終了日からフォレストック認定期間終了日までの対象森林における樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

↓

新「元認定取得者は、フォレストック認定期間終了日から1カ月以内に、森林認証機関及び当協会に対し、前回提出した「施業実績報告書」の対象となっている施業期間の末日の翌日以降フォレストック認定期間終了日までの対象森林における樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

・六、1（1）①

旧「2カ月後の日より」→新「2カ月後の日以降」

・六、1（1）②

旧「10カ月後の日まで」→新「10カ月以内」

・六、1（2）①

旧「①フォレストック認定初年度の主伐予定量の申告

認定取得者は、フォレストック認定日から4カ月後の日までに、森林認証機関及び当協会に対し、フォレストック認定日から3カ月後の日までの期間における対象森林の樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

↓

新「フォレストック認定後初回の主伐予定量の申告

認定取得者は、フォレストック認定日以降3カ月間の対象森林の樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を、同書面の記載対象となっている施業期間の末日から起算して1カ月以内に、森林認証機関及び当協会に対し提出する。」

・六、1（2）②

旧「②上記①以降のフォレストック認定期間中における申告

認定取得者は、①の「施業実績報告書」の提出期限以降6カ月毎に、前回森林認証機関及び当協会に提出した「施業実績報告書」の対象となっている施業期間の終了日から6カ月後の日までの期間の対象森林における樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

↓

新「②上記①後のフォレストック認定期間中における申告

認定取得者は、①の「施業実績報告書」の提出期限以降6カ月毎に、森林認証機関及び当協会に対し、前回森林認証機関及び当協会に提出した「施業

実績報告書」の対象となっている施業期間の末日の翌日以降6カ月間の対象森林における樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

・六、1(2)③

旧「③臨時モニタリング実施の通知があった場合における申告

認定取得者は、当協会から臨時モニタリング実施の通知があった場合には可及的速やかに、前回提出した「施業実績報告書」の対象施業期間の終了日から同通知日までの施業に関する「施業実績報告書」を作成し、森林認証機関及び当協会に提出する。」

↓

新「③臨時モニタリング実施の通知があった場合における申告

認定取得者は当協会から臨時モニタリング実施の通知があった場合には可及的速やかに、前回提出した「施業実績報告書」の対象施業期間の末日の翌日から同通知日までの施業に関する「施業実績報告書」を作成し、森林認証機関及び当協会に提出する。」

・六、1(2)④

旧「④フォレストック認定期間終了後における申告

元認定取得者は、フォレストック認定期間終了日から1カ月後の日までに、森林認証機関及び当協会に対し、前回の「施業実績報告書」の対象となっている施業期間の終了日からフォレストック認定終了日までの対象森林における樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

↓

新「④フォレストック認定期間終了後における申告

元認定取得者は、フォレストック認定期間終了日から1カ月以内に、森林認証機関及び当協会に対し、前回提出した「施業実績報告書」の対象となっている施業期間の末日の翌日以降フォレストック認定期間終了日までの対象森林における樹種別、齢級別、面積別及び材積別の主伐実績、施業内容並びに森林状況を記載した「施業実績報告書」を提出する。」

(2) 認定取得者によるCO₂吸収量の無効化について

認定取得者が無効化できるCO₂吸収量は、定時モニタリングにより確定したCO₂吸収量（消失の可能性がないCO₂吸収量）に限定することになりました。具体的には、以下の箇所が変更になります。

・十、4(2)②

「(ア) 無効化できるCO₂吸収量

認定取得者は、定時モニタリングによって確定したCO₂吸収量に限り、無効化

することができる。」との項を追加し、以下の項を繰り下げ。

・十、5（3）補填措置①意義

旧「当協会は、②以下の規定に従い、認定取得者以外の者の登録簿名義となっているCO₂吸収量及び無効化されたCO₂吸収量（認定取得者名義で無効化された場合を含む。）が消失した場合には、消失量に見合う数量のCO₂吸収量（無効化されていないCO₂吸収量に限る。）を補填する措置を行う。」

↓

新「当協会は、②以下の規定に従い、認定取得者以外の者の登録簿名義となっているCO₂吸収量及び無効化されたCO₂吸収量が消失した場合には、消失量に見合う数量のCO₂吸収量（無効化されていないCO₂吸収量に限る。）を補填する措置を行う。」（※網掛け部分を削除した）

3 改正日及び適用日

改正日 平成22年12月10日、同日適用

以上